

# 「とおかまちプロモーション大使」募集要領

新潟県十日町市役所産業観光部文化観光課

十日町市では、当市を大切にし、応援してくれる皆様に”やりがいと誇り”の称号を提供することにより、当市の宣伝・広報体制を強化するため、「とおかまちプロモーション大使」を募集します。

## 1 応募資格 次のいずれにも該当する人

- ①原則市外在住の方で十日町市に愛着や興味があり、積極的にPRを行ってくれる方
  - ②年齢満18歳以上の方（高校生は申込みできません）
- ※ 未婚、既婚及び性別を問いません

## 2 活動内容

- ①十日町市の観光、イベント、食などのPRを”ロコモーション”により行うこと
- ②フェイスブックやツイッターなどSNSによる情報発信を行うこと
- ③可能な範囲で十日町市のイベント・行事への参加すること
- ④その他、十日町市のPRに資すること

## 3 報酬や活動への対価供与

- ①報酬や謝礼などの支給はありません
- ②パンフレット（随時）やメール（四半期に1回程度）にて情報提供します
- ③名刺を年間1箱（100枚）まで無償で提供します

## 4 申込方法

- ①本募集要領を確認の上、「申込書」に必要事項を記載し、十日町市文化観光課に申込んでください
  - ②「申込書」は、メールまたはFAXでお送りください
- ※ 応募申込書に真実と相違する申告がある場合は、決定を取り消すことがあります

## 5 決定

- ①十日町市文化観光課にて書類審査後、決定します
- ②決定の可否については、概ね2週間後に文書にて通知を行います
- ③とおかまちプロモーション大使の任期は、委嘱日を含む年度の翌年度末までとなります。  
(3月に任期更新をお伺いします)

## 6 個人情報の取扱について（別紙のとおり）

## 7 その他 活動やそれらに伴う経費は、自己責任、自己負担とします

## 個人情報の取扱について

### 1 利用に関する目的

とおかまちプロモーション大使では、申込書に記載された会員の個人情報について、会員との連絡のために利用させていただくほか、以下のような活動に利用させていただきます。

- (1)十日町市が企画する事業のご案内
- (2)十日町市の活動に対する各種アンケートのお願い
- (3)とおかまちプロモーション大使が会員相互の交流を目的として自主的に企画し、十日町市が会員に案内することが妥当と判断した事業のご案内
- (4)その他、十日町市が会員にとって必要であると判断した情報の提供

### 2 第三者への提供

十日町市は、会員のご承諾がない限り、収集した会員の個人情報を第三者に提供いたしません。

ただし、法律・条例に基づき開示しなければならない場合は、個人情報を開示することがあります。

## 審査基準について

### 1 審査対象外

下記のいずれかに該当すると認められる場合は、審査の対象とせず否とする

- (1)反社会的勢力である
- (2)その他、公の秩序や善良の秩序に反するおそれがある
- (3)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に関するものである
- (4)政治活動または宗教活動、意見の主張または特定個人の宣伝に関するもの  
青少年の健全育成に支障があると認められるものである
- (5)市の公共性及び品位を損なうおそれがある
- (6)その他掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの